



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

公 告

○ 人事行政の運営等の状況の公表 (人事課) 1

公 告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年沖縄県条例第4号) 第6条の規定により、平成24年度における人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成25年 9月30日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

平成24年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した平成24年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成24年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年沖縄県条例第4号) 第6条の規定により公表するものである。

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則 (昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号) に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況 (平成24年度)

(単位：人)

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	115	52	7	26	200
事務職	62	52	7	1	122
技術職	53	0	0	25	78
警察職	79	0	50	0	129
教育職	0	0	0	508	508
企業職	9	0	0	244	253
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである (以下(2)及び(3)において同じ。)

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成24年度） (単位：人)

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	28	166	194
事務職	10	92	102
技術職	18	74	92
警察職	0	14	14
教育職	47	0	47
企業職	4	28	32
現業職	4	8	12

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成24年度） (単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	146	25	30	0	0	0	2	1	204
警察職	38	23	20	0	1	0	3	0	85
教育職	279	79	42	0	2	0	6	3	411
企業職	42	26	132	0	0	0	1	3	204
現業職	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況 (各年4月1日現在。単位：人)

部 門	区 分	職 員 数			対前年増減数			平成24年度分の主な増減理由
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
一 般 行	議会	40	39	40	△1	△1	1	欠員補充 事務事業見直し・業務合理化等 事務事業見直し・業務合理化等 児童相談業務、一時保護所の強化 事務事業見直し・業務合理化等
	総務企画	731	751	742	△24	20	△9	
	税務	180	177	171	0	△3	△6	
	民生	368	370	384	△1	2	14	
	衛生	593	583	552	△8	△10	△31	

政 部 門	労働	114	113	108	4	△ 1	△ 5	事務事業見直し・業務合理化等 事務事業見直し・業務合理化等 商工・観光・スポーツ部門の強化 事務事業見直し・業務合理化等
	農林水産	978	953	928	△33	△25	△25	
商工	208	207	218	△ 4	△ 1	11		
土木	746	726	718	△26	△20	△ 8		
	小 計	3,958 (127)	3,919 (148)	3,861 (147)	△93 (40)	△39 (21)	△58 (△ 1)	
特 別 行 政 部 門	教育	13,260	13,311	13,457	△120	51	146	新たな業務対応に伴う教員増員等 警察官の増員
	警察	2,865	2,873	2,878	9	8	5	
	小 計	16,125 (20)	16,184 (15)	16,335 (26)	△111 (3)	59 (△ 5)	151 (11)	
	普通会計計	20,083 (147)	20,103 (163)	20,196 (173)	△204 (43)	20 (16)	93 (10)	
公 営 企 業 等	病院	2,348	2,388	2,463	67	40	75	医師定数化、休床再開等 事務の民間委託等 事務事業見直し・業務合理化 中城湾港建設事務所の廃止等
	水道	259	256	249	△15	△ 3	△ 7	
下水道	75	72	71	△ 5	△ 3	△ 1		
その他	27	25	10	△ 1	△ 2	△15		
	小 計	2,709 (25)	2,741 (29)	2,793 (36)	46 (7)	32 (4)	52 (7)	
	合 計	22,792 (172)	22,844 (192)	22,989 (209)	△158 (50)	52 (20)	145 (17)	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 平成23年 度の人件費率
平成24年度	人 1,437,994	千円 654,951,567	千円 3,939,529	千円 189,901,577	% 29.0	% 31.2

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

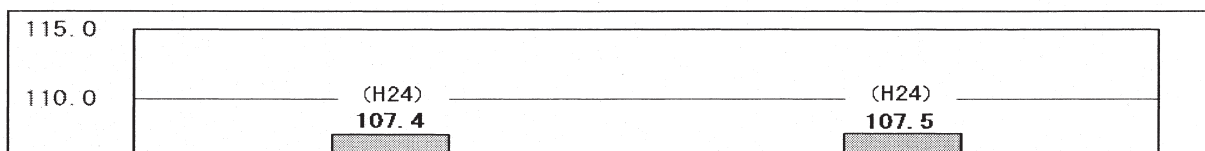
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成24年度	人 20,195	千円 91,156,923	千円 16,328,305	千円 31,205,386	千円 138,690,614	千円 6,868	千円 7,107

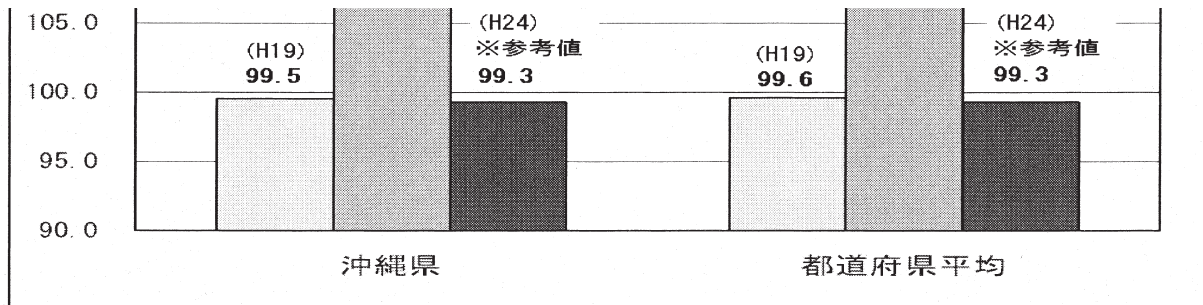
備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成24年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項 なし

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）





備考 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 「参考値」は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

オ 給与改定の状況

(7) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成24年度	円 349,505	円 350,037	△532円 (△0.15%)	% △0.20	% △0.05	% 改定なし

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告(改定 月数)		
平成24年度	月 3.96	月 3.95	月 0.01	月 -	月 3.95	月 3.95

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号級の給料月額	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200	円 413,000	円 464,600
最高号級の給料月額	円 243,700	円 307,800	円 354,700	円 388,300	円 400,600	円 422,600	円 456,200	円 478,200	円 537,700

備考 給料月額は、給料抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	41.3歳	315,600円	366,876円	346,771円
国	42.8歳	(329,917)円	-	(401,789)円
都道府県平均	43.5歳	336,945円	420,960円	377,603円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A ÷ B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額 (国 ベース)	対応する民 間の類似職	平均 年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	51.3歳	325人	343,100円	390,928円	375,181円	—	—	—	—
うち運転士	49.8歳	66人	377,521円	391,870円	374,113円	自家用乗用自 動車運転者	48.7歳	211,300円	1.85
うち用務員	53.8歳	100人	348,262円	377,973円	372,410円	用務員	53.5歳	206,600円	1.83
うち農業技術補佐員	47.6歳	72人	336,853円	418,193円	386,476円	—	—歳	—円	—
うち介助員	53.9歳	30人	360,439円	388,645円	381,898円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	52.0歳	15人	348,999円	382,011円	361,559円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	51.5歳	4人	353,402円	384,724円	374,152円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	47.0歳	8人	328,138円	407,239円	396,608円	—	—歳	—円	—
うち守衛	50.5歳	3人	331,900円	404,498円	350,067円	守衛	59.8歳	145,300円	2.78
うち調理員・調理士	52.5歳	27人	335,919円	366,626円	355,037円	調理士	43.2歳	190,600円	1.92
国	49.7歳	3,479人	(285,030)円	—	(323,181)円	—	—	—	—
都道府県平均	50.2歳	461人	333,067円	389,758円	366,292円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,121千円	2,828千円	2.16
うち用務員	5,980千円	2,861千円	2.09
うち農業技術補佐員	6,410千円	—千円	—
うち介助員	6,189千円	—千円	—
うち電話交換士	6,047千円	—千円	—
うち印刷技士	6,124千円	—千円	—
うち土木整備員	6,283千円	—千円	—
うち守衛	6,224千円	1,832千円	3.40
うち調理員・調理士	5,790千円	2,482千円	2.33

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成21年から23年までの3か年平均）。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において

完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.8歳	363,000円	411,323円
都道府県平均	44.8歳	384,152円	444,582円

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.4歳	368,400円	413,958円
都道府県平均	43.8歳	370,304円	423,923円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.5歳	324,200円	432,024円	356,717円
国	41.2歳	(316,195)円	—	(367,421)円
都道府県平均	39.3歳	322,203円	462,861円	367,205円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 表の平均給料月額の欄及び平均給与月額（国ベース）の欄の括弧書は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

イ 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,200円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100円	133,418(140,100)円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	129,200円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—

警 察 職	大学卒	187,500円	190,460(200,000)円
	高校卒	158,100円	153,797(161,500)円

備考 表の国の欄の括弧書は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	254,043円	322,340円	369,094円
	高校卒	216,800円	252,150円	306,329円
技 能 労 務 職	高校卒	— 円	— 円	301,914円
	中学卒	— 円	— 円	308,200円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	302,467円	361,435円	400,210円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	302,100円	357,263円	394,470円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	284,180円	334,469円	372,885円
	高校卒	252,569円	307,779円	337,179円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

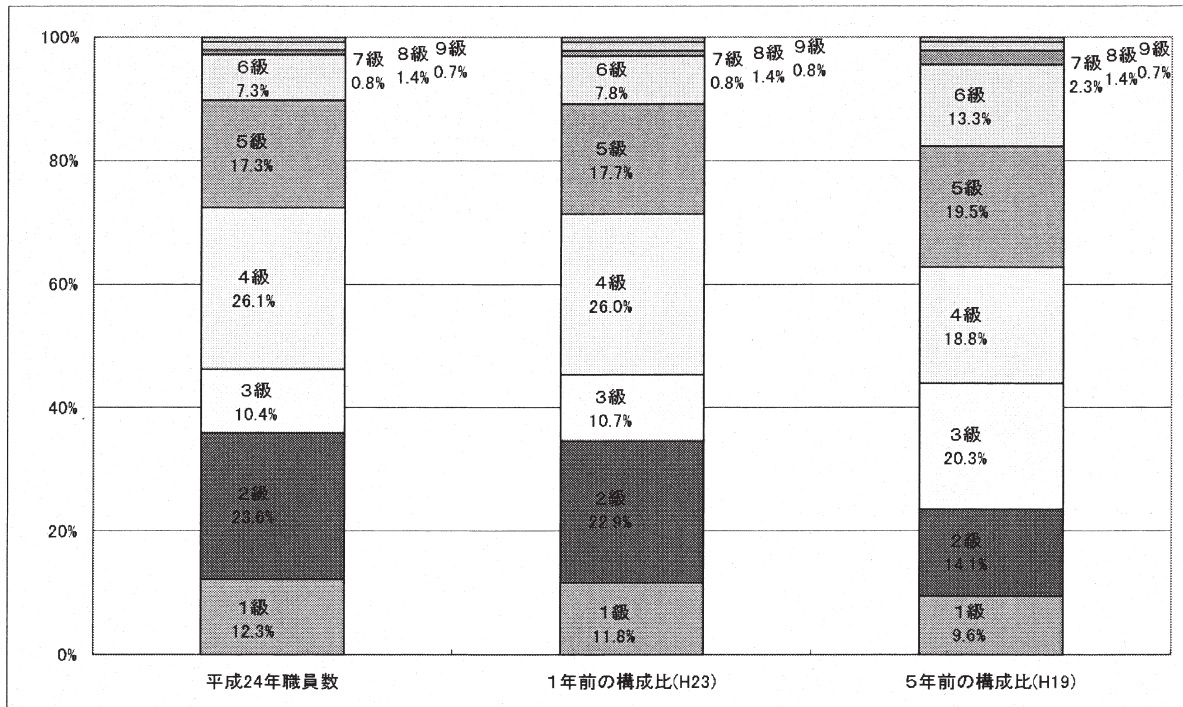
(7) 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師の職務	541人	12.3%
2 級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,034人	23.6%
3 級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	456人	10.4%
4 級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,145人	26.1%
5 級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	758人	17.3%
6 級	課長又は副参事の職務	322人	7.3%
7 級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	33人	0.8%
8 級	統括監又は参事の職務	62人	1.4%
9 級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	30人	0.7%

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(イ) 級別職員の構成比



イ 昇給への勤務成績の反映状況

(ア) 課長級以上の特定職員 人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好(標準)」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

(イ) 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ「特に良好」「良好(標準)」「良好であると認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,431千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 課長級以上の特定職員 人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好(標準)」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

2 特定職員以外の職員 一律支給

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

	沖縄県		国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分

最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	定年前早期退職特例措置	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	定年前早期退職特例措置
(2%から20%までの割合の額を加算)	(2%から20%までの割合の額を加算)	(2%から20%までの割合の額を加算)	(2%から20%までの割合の額を加算)	(2%から20%までの割合の額を加算)	(2%から20%までの割合の額を加算)
(退職時特別昇給	無	無	(退職時特別昇給	無	無
1人当たり平均支給額	5,860千円	25,407千円	1人当たり平均支給額	— 円	— 千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。
ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		60,527千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		738,134円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	45人	18%	18%
大阪市	5人	15%	15%
名古屋市	1人	12%	12%
宮城県仙台市	4人	4.5%	6%
福岡県福岡市以外	1人	3.5%	3%
医師・歯科医師	26人	15%	15%
県内市町村	20,113人	0%	0%
平均支給率		0.06%	0.07%

備考 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		902,647千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		84,478円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		52.9%	
手当の種類（手当数）		46	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	1 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） 2 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を1の額に加算
自動車等警ら	特定警察官	警ら用無線自動車による警ら	日額420円

作業手当		の作業	
		交通取締用自動二輪車による警らの作業	日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する完了検査、保安検査、立入検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難若しくは救助の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む。）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司並びに身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務	日額850円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務	日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若	日額230円

		しくは精神保健指定医の診察への立会い	
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	1回5,200円（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで 1時間310円 2 潜水深度30mまで 1時間780円 3 潜水深度30m超 1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円（特別の場合は、日額1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる業務以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業（これに直接関連する業務を含む。） (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)及び(2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額820円 (4) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額

<p>実習船指導手当</p>	<p>実習の用に供する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等</p>	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務 (2) に掲げる業務を除く。 (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）</p>	<p>(1) 日額820円（船長、機関長等は日額1,750円） (2) 日額1,640円（船長、機関長等は日額3,500円） (3) 日額410円（船長、機関長等は、日額870円） (4) 日額230円</p>
	<p>沖縄水産高等学校に勤務する教育職員</p>	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における指導の業務 (2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）</p>	<p>(1) 日額2,750円 (2) 日額1,650円</p>
<p>浄化処理作業手当</p>	<p>下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に勤務する職員</p>	<p>1 下水道施設における汚泥等の処理作業 2 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 3 汚泥等の採取作業 4 汚泥等の化学試験及び検査作業</p>	<p>日額450円（4の作業に従事した場合は、日額290円）</p>
<p>防疫等作業手当</p>	<p>職員</p>	<p>1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業</p>	<p>日額290円</p>
<p>有害薬物取扱等手当</p>	<p>1 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員 農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究セン</p>	<p>1 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究又は病虫害防除の作業 2 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査又は毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務 毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除の作業</p>	<p>日額290円</p>

	ター又は高等学校に勤務する現業職員		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務	日額750円（業務が午後6時以降の場合は、日額1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務	日額600円（業務が午後6時以降の場合は、日額1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物搜索、搜索救助の作業	1 現場 日額560円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官等による警らの作業	日額340円（東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を加算）
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1回980円 2 2時間以上の勤務 1回650円 3 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	福祉保健部医務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業1時間1,500円

	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える高等学校の全日制の課程の授業の業務	
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事した場合は、日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額6,000円から日額12,800円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額3,400円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額3,400円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額2,400円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む。）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防備訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円

身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）	日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき。	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） (2) 東京電力（株）福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） (3) 警戒区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 警戒区域に設定することとされた区域（屋内） (5) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋外） (6) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋内）	(1) 日額20,000円 (2) 日額5,000円 (3) 日額10,000円（東京電力（株）福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域の場合は、10,000円を加算） (4) 日額2,000円 (5) 日額5,000円 (6) 日額1,000円 (1)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	2,660,816千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	131千円
支給実績（平成23年度決算）	2,483,359千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	124千円

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成24年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）	同じ	—	2,485,302千円	239,132円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	異なる	自宅居住者に係る手当支給なし	2,141,615千円	169,445円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	1,552,237千円	94,161円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の	同じ	—	184,761千円	414,262円

	者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,055,808千円	672,918円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額410,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額30,000円以内（10年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学技術に関する高度な専門的知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	102,893千円	1,535,716円
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	763,508千円	605,478円
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から8%までの割合を乗じた額			1,192,516千円	845,157円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第	同じ	—	475,096千円	169,981円

	7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	224,749千円	111,207円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,200円又は5,900円）	同じ	—	447,106千円	198,449円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	19,704千円	246,300円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額18,000円までの範囲内の額			731,145千円	62,496円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の4%又は2% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の6%又は3%			43,901千円	241,214円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数とその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%）			110,629千円	247,492円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4%			29,142千円	294,364円

	(2) 管理職員以外の職員 給料月額8%	/	/		
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額	/	/	0千円	0円

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事 副 知 事	1,240,000円 980,000円
議員報酬	議 長 副 議 長 議 員	990,000円 850,000円 760,000円
期末手当	知 事 副 知 事	(平成24年度支給割合) 2.95月分
	議 長 副 議 長 議 員	(平成24年度支給割合) 2.95月分
退職手当	知 事 副 知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 124万円×在職月数×0.50 2,976万円 任期毎 98万円×在職月数×0.42 1,976万円 任期毎

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 23年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成24年度	千円 14,869,363	千円 773,051	千円 2,082,085	% 14.0	% 14.1

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成24年度	人 246	千円 954,657	千円 256,405	千円 344,706	千円 1,555,768	千円 6,324	千円 7,164

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額

沖 縄 県	41.1歳	335,716円	511,704円
団 体 平 均	45.8歳	384,685円	595,951円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,401千円	1人当たりの平均支給額 (平成24年度) 1,575千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当 (平成24年4月1日現在)

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 29.96月分 勤続25年 32.80月分 40.55月分 勤続35年 46.60月分 58.14月分 最高限度額 58.14月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 - 千円 23,372千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 29.96月分 勤続25年 32.80月分 40.55月分 勤続35年 46.60月分 58.14月分 最高限度額 58.14月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 - 千円 21,518千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成24年度決算)		1,548千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)		516,084千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	2人	18%	18%
大阪市	1人	15%	15%

d 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成24年度決算)	6,238千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	46,906円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)	52.8%		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地等交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除じん作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務及び漏えい事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	105,184千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	494千円
支給実績（平成23年度決算）	107,688千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	499千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者が不在の場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき	同じ	—	38,975千円	249,842円

	5,000円加算)				
住居手当	<p>1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円）</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>	同じ	—	34,231千円	179,221円
通勤手当	<p>通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同じ	—	39,374千円	179,221円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）</p>	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額</p>	同じ	—	16,753千円	728,400円
休日勤務手当	<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額</p>	同じ	—	20,136千円	199,371円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額</p>	同じ	—	14,100千円	193,153円

イ 工業用水道事業
 (7) 職員給与費の状況
 a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成23年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成24年度	千円 297,078	千円 29,043	千円 29,669	% 10.0	% 8.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成24年度	人 4	千円 14,723	千円 4,653	千円 5,166	千円 24,542	千円 6,136	千円 6,659

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。
 (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	39.3歳	317,738円	492,471円
団 体 平 均	45.5歳	362,100円	550,637円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,292千円	1人当たりの平均支給額(平成24年度) 1,500千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成24年4月1日現在)

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.80月分 勤続35年 46.60月分 最高限度額 58.14月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 -千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 29.96月分 勤続25年 40.55月分 勤続35年 58.14月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 -千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		0円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	0人	18%	18%
大阪市	0人	15%	15%

d 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		154千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		51,300円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		75.0%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地等交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除じん作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務及び漏えい事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	1,729千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	576千円
支給実績（平成23年度決算）	1,722千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	574千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成24年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成24年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	528千円	264,000円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	—	671千円	223,500円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	1,097千円	274,240円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	716千円	358,092円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	474千円	237,198円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	0千円	0円

ウ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成24年度	千円 45,961,576	(純利益) 千円 1,179,851	千円 27,074,818	% 58.9	% 58.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成24年度	人 2,551	千円 9,947,868	千円 5,125,516	千円 3,323,260	千円 18,396,644	千円 7,212	千円 7,266

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	45.9歳	507,740円	1,395,403円
看 護 師	39.3歳	291,544円	476,836円
事務職員	42.7歳	310,130円	477,586円
団体平均			
医 師	44.2歳	555,250円	1,364,877円
看 護 師	37.9歳	301,712円	478,374円
事務職員	43.5歳	362,444円	569,991円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,303千円	1人当たりの平均支給額 1,432千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成24年4月1日現在)

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 3,226千円 25,319千円	1人当たり平均支給額 7,355千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		264,485千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		826,515円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	320人	15%	—%

d 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		739,667千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		289,952円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		100.0%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 1回6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上 1回3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 1回2,900円
			深夜における勤務が2時間未満 1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円

	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額 50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務 1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上 1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満 1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	1,921,115千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	753千円
支給実績（平成23年度決算）	1,858,587千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	746千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	278,300千円	232,110円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている	同じ	—	323,269千円	192,767円

	職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	168,860千円	88,223円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	20,789千円	461,978円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ	—	34,718千円	938,335円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。医師又は歯科医師 月額340,900円以内（35年間漸減しながら支給）	同じ	—	1,167,109千円	3,658,650円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	308,500千円	544,091円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	343,894千円	222,729円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	（警察本部以外）	（同左）	正午から午後1時	日曜日及び土曜日

午前 8 時30分 (警察本部) 午前 9 時30分	午後 5 時15分 (同左) 午後 6 時15分	まで	
----------------------------------	--------------------------------	----	--

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の 1 人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1 年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成24年 1 月 1 日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1 人当たり 平均使用日数
520,914日	151,195日	13,711人	11.0日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の 1 月 1 日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の 1 月 1 日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況（平成24年 4 月 1 日現在）

種 類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1 年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は120日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8 週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間内で、必要とする期間
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母及び子7日、 祖父母等 3 日、孫等 1 日 (2) 1 日 (3) 5 日
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間

12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間
23 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
24 風水震災火災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内
25 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
26 社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間
27 組合休暇（無給休暇）	1暦年について30日の範囲内の期間
28 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6月の期間内において必要と認められる期間
29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成24年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	769	769
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			1	1
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			3	3
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合 計		0	0	773	773

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成24年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	7	5	12
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	2	4	1	1	8
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	2	1	1	0	4
合 計		4	5	9	6	24

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成24年度）

区 分	申請件数	許可件数
-----	------	------

営利企業等の従事許可申請	195件	192件
--------------	------	------

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員のための主な研修の状況である。

研修の状況（平成24年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新規採用職員 前期研修	知事講話、ビジネスマナー、地方自治制度、地方公務員制度、文書事務の基本、会計事務の基本、県の組織と仕事、福利厚生と共済制度、行政の情報化、危機管理と災害対策、沖縄の振興について	平成24年度に採用された全職員及び年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	2回	149人
新規採用職員 後期研修	財政のしくみ、地方自治法演習、地方公務員法演習、条例・規則のしくみ、行政改革、心と体の健康管理、少子高齢社会対策の現状と課題、沖縄の歴史と文化、沖縄戦について・県の平和推進事業について、仕事の進め方、国際ボランティア、沖縄の基地問題、多文化共生を意識した国際理解研修	新規採用職員前期研修修了者	2回	129人
【教育庁】 新規採用職員等研修会	公務員としての基礎的な知識及び事務処理方法を習得し、業務の円滑化を期す。	新規採用職員及び新たに行政に携わることとなった者	1回	40人
【警察本部】 新採用職員研修（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに体力気力の錬成を図るための教養	平成24年度に採用された全警察職員	5回	119人
【警察本部】 昇任時研修	警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得	巡査部長及び警部補に昇任し、又は承認が予定されている警察官	2回	24人
【警察本部】 新採用職員研修（初任補修科）	警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ人間性豊かな人格の形成を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる訓育・一般教養、法学、実務、術科、行事等の教養	平成22年度新採用職員（初任科）及び平成23年度に新採用職員研修（初任科）を終了した警察官	3回	73人
【病院事業局】 新採用職員前期研修 （事務職員・comedical職員・看護師）	<ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員に知って欲しいこと ・県立病院の概要、経営状況 ・公営企業職員の服務について ・福利厚生、共済制度、公務災害 ・ビジネスマナー ・新採用職員へのエール（県立病院の設立、これまでの経緯等） ・医療制度のいろいろのイ ・その他グループワーク等 	新採用職員（事務職員・comedical職員・看護師）	1回	153人
【病院事業局】 新採用職員後期研修 （事務職員・comedical職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの職場生活を振り返る ・グループワーク（ホテルのマネージャーになってみよう） ・情報セキュリティについて ・給与制度について ・県立病院事業の経営再建の検証状況 	新採用職員（事務職員・comedical職員）	1回	15人

	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスについて ・グループワーク (21世紀を生き抜く病院・人材) 			
【病院事業局】 昇任職員研修 (看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・主任看護師に期待すること ・患者・地域のニーズに応える病院づくり ・災害における看護師の役割 ・意外に知らない材料の話 ・おきなわクリニカルシミュレーションセンター見学 	主任看護師	1回	32人
【病院事業局】 昇任職員研修 (コメディカル職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院の経営 ・先輩から学ぶ昇任時の心構えと仕事への姿勢 ・セクハラ・パワーハラについて ・診療報酬について ・グループワーク (県立病院の発展に向けて) 	主任・主査・班長級に昇任したコメディカル職員	1回	22人
【病院事業局】 交流職員研修 (事務職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院の概要、経営状況 ・病院現場における看護について ・経営再建の現場から ・交流採用職員に期待すること 	交流職員 (知事部局等から病院事業局へ配置された事務職員)	1回	22人
主任級研修	中堅職員の役割と職場の人間関係、行政課題研究Ⅱ (ディベート)、公務員倫理Ⅰ及び行政改革メンタルヘルス、危機管理	平成24年度に主任に昇任した全職員	4回	148人
主査級研修	メンタルヘルス、政策形成入門、企業経営に学ぶ、公務員倫理Ⅱ、危機管理	平成24年度に主査相当職に昇任した全職員	4回	195人
班長級研修	コーチング、公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス、パブリシティとマスコミ対応、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、危機管理、班長級職員の役割	平成24年度に本庁班長級に昇任した全職員	3回	171人
課長級研修	知事講話、組織マネジメント研修、県職員の労務管理、職員の健康管理、パブリシティとマスコミ対応、危機管理	平成24年度に課長相当職に昇任した全職員及び課長相当職にある職員で所属長研修未受講者	2回	66人
管理者特別研修	知事講話及び著名人による講演	本庁課長級 (出先機関における相当職を含む。) 以上の職にある職員	1回	353人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	29人 (内訳) 知事部26人 企業局3人
自治大専修校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大専修校へ職員を派遣する。	—	6回	9人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

勤務成績の評定の状況 (平成24年度)

	評定の方法	評定者	評定結果の活用
知事 部局 等	【評価方法】 業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号級数及び勤勉手当の成績率の決定
	【評価方法】 所属長等による勤務成績の報告及び面接 【対象職員】 条件附採用職員	所属長等	条件附採用職員の正式任用の判断
警察 本部	【定期評定】 地方公務員法第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属等による勤務成績の報告	所属長等	昇任試験での加算措置等
	【条件附採用職員の正式任用】 地方公務員法第22条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による勤務成績の報告	所属長等	条件附採用職員の正式採用
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた勤務成績の評定 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた勤務成績の評定 【方法】 所属長等による内申報告	所属長等	昇格及び昇給の実施
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による勤務成績の報告	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教育 庁	【評価方法】 意見聴取、意見書の提出	所属長	定期人事異動等
議会 事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価及び職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価 【対象職員】 課長級以上の職員	所属長	昇給及び勤勉手当の成績率の決定
人事 委員会	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく勤務成績の評定 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第32条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による内申報告	事務局長	昇格及び昇給の実施
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】	事務局長	勤勉手当の成績率の決定

懲戒処分の有無及び処分の内容		
【昇任】 職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）第31条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 勤務良好の判断	人事委員会	昇任に係る選考基準の証明

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成24年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断 【警察本部】 婦人検診 メンタルヘルスセミナー 禁煙教室	受診率95.9% 平成24年7月2日から同年8月31日まで 平成25年2月15日 平成25年1月17日
職員の元気回復に関すること	職員球技大会	【知事部】 県内8ブロックにおいて、野球、バレーボール、ソフトボール等の種目及びその他のレクの種目の中から5種目以上を実施し、延べ4,121人が参加 【企業局】 ボウリング、バレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール 【病院事業局】 ソフトボール、バドミントン、ソフトバレーボール
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】 4か所（301戸） 東京18戸、名護78戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】 1か所（4戸） 名護4戸 【教育庁】 4か所（343戸） 沖縄本島164戸、久米島31戸、宮古72戸、八重山76戸 【病院事業局】 3か所（35戸） 名護3戸、宮古8戸、石垣24戸
	警察職員待機宿舎	【警察本部】 32宿舎、419戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 平成24年9月に退職準備型（受講者109人）、在職充実型（同113人）を開催。また、宮古（同27人）、八重山（同14人）地区でも全年齢型を開催（延べ263人受講。） 【教育庁】 平成24年7月25日から同月27日まで生涯設計セミナーを開催（参加者201人） 【警察本部】 平成25年8月14日から同月17日まで各種ライフサイクルプランセミナーを開催（計237人）
	職員互助会の運営	【知事部】 団体名 沖縄県職員厚生福利振興会 補助金額 32,290千円 補助率 50% 会員数 5,632人 会員1人当たり補助金額 5,719円 主な給付の件数及び実績額 ・育児支援金 147件 5,232千円 ・スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金

		2,650件 7,705千円
		・ 宿泊施設利用助成 4,384件 11,252千円
		・ 疾病予防検診助成金 1,507件 8,550千円
		【教育庁】
		団体名 沖縄県教職員互助会
		補助金額 40,023千円 補助率 31.60%
		会員数 13,188人
		会員1人当たり補助金額 3,034円
		主な給付の件数及び実績額
		・ 育児休業給付金 600件 15,497千円
		・ 宿泊施設利用助成 6,268件 11,235千円
		・ 人間ドック助成 8,297件 42,037千円
		【警察本部】
		団体名 財団法人沖縄県警察共助会
		補助金額 なし 補助率 0%
		(会員1人当たり補助金額 なし)

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成24年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		公務上	公務外		
41	189	205	1	2	22

イ 通勤災害（平成24年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
3	7	8	0	0	2

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成24年度）

ア 上級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行 政 I	1,688	1,455	156	85	17.1
心 理	29	26	5	2	13.0
社会福祉	94	81	21	10	8.1
電 気	51	47	12	8	5.9
機 械	43	37	6	2	18.5
土 木	58	47	12	11	4.3
建 築	30	29	9	8	3.6
化 学	37	32	5	3	10.7
農 業	67	62	14	4	15.5
農業土木	32	28	12	7	4.0
農芸化学	65	50	12	5	10.0
畜 産	16	16	5	2	8.0

林 業	9	8	4	1	8.0
水 産	13	13	4	2	6.5
病院事務	90	76	8	5	15.2
警察事務	227	195	20	5	39.0
計	2,549	2,202	305	160	13.8

イ 中級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
県立学校事務Ⅰ	445	331	38	18	18.4
県立学校事務Ⅱ	57	55	12	4	13.8
警察事務	167	111	5	1	111.0
市町村立学校事務	906	711	129	63	11.3
計	1,575	1,208	184	86	14.0

ウ 初級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	553	388	23	17	22.8
農業土木	19	15	4	2	7.5
警察事務	169	107	5	2	53.5
計	741	510	32	21	24.3

エ 警察官試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	733	528	248	73	7.2
警察官A(女性)	108	58	28	7	8.3
警察官B(男性)	971	350	95	30	11.7
警察官B(女性)	241	56	21	9	6.2
計	2,053	992	392	119	8.3

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	29	16	4	1	16.0
計	29	16	4	1	16.0

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	5月7日	5月7日から 同月18日まで	6月24日	7月13日	7月29日から 8月24日まで	8月30日

中級試験	7月23日	7月23日から 8月3日まで	9月23日	10月5日	10月21日から 11月12日まで	11月22日
初級試験	7月23日	7月23日から 8月3日まで	9月23日	10月5日	10月21日から 11月7日まで	11月22日
警察官A	5月7日	5月7日から 同月18日まで	7月7日及 び同月8日	7月20日	8月4日から 同月21日まで	9月6日
警察官B	7月23日	7月23日から 8月3日まで	10月13日及 び同月14日	10月26日	11月2日から 同月29日まで	12月13日
身体障害者を対象と した採用選考試験	7月23日	7月23日から 8月3日まで	10月14日	10月26日	11月12日	11月22日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（平成24年度）

職 種	選 考 申 請 人 数						選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合 計	
統括監級	2	1		1		4	4
課長級	1	2	3			6	6
班長級	1	6		1		8	8
主査級	1	6	1	3		11	11
先任技師			1			1	1
主事・主任	5					5	5
科部長				2		2	2
医長				7		7	7
医師				56		56	56
歯科医師				1		1	1
獣医師	8					8	8
保健師	3					3	3
看護師				146		146	146
薬剤師				3		3	3
管理栄養士				1		1	1
診療放射線技師				3		3	3
臨床検査技師				7		7	7
理学療法士				2		2	2
作業療法士				4		4	4
言語聴覚士				1		1	1
学校栄養職員		13				13	13
航空整備士			1			1	1
船員			1			1	1
計	21	28	7	238		294	294

(3) 昇任試験の実施状況 (平成24年度)

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況 (平成24年度)

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に3年以上在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上在級している者 その他 巡査の階級に5年以上在級している者	第1次 平成24年4月21日 第2次 平成24年5月17日 第3次 平成24年6月12日及び同月13日	490	487	147	99	4.92
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年以上在級している者	第1次 平成24年4月30日 第2次 平成24年5月21日 第3次 平成24年6月14日及び同月15日	399	391	115	65	6.02
警部 (一般)	警部補の階級に4年以上在級している者	第1次 平成24年4月28日 第2次 平成24年6月1日 第3次 平成24年7月18日及び同月19日	306	297	54	13	22.85

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況 (平成24年度)

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況 (平成24年度)

職 種	選 考 申 請 人 数										選考承認人数
	知事局	議 会 長 議 議	選挙管理委員会	代表監査委員	教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	警 察 本 部 長	企 業 局	病 院 事 業 局	合 計	
部長級	7								1	8	8
統括監級	17					1	5	2	2	27	27
課長級	65			1	10	2	14	1	3	96	96
班長級	114	1		2	25	1	2	10	4	159	159
研究主幹	7									7	7
船長	1									1	1
教授	1									1	1
主査級	97	2			51		7	4	2	163	163
主任技師	54							12	7	73	73
主任研究員	8									8	8
主任機関士	2									2	2

科部（副）長									14	14	14
科技師（副）長									3	3	3
看護主幹									4	4	4
主幹									3	3	3
薬局長									3	3	3
医長									16	16	16
主任看護師									19	19	19
室長									1	1	1
計	373	3		3	86	4	28	29	82	608	608

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成24年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成24年10月11日	<p>報 告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表については、本年の人事院勧告において、俸給表の改定が見送られたことや公民較差の要因等を勘案し、改定を行わないこととした。 なお、本年の公民較差については、諸手当の改定による月例給の引下げにより解消することが適当と判断した。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、民間の年間支給割合が職員の年間支給月数とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。</p> <p>(3) 自宅に係る住居手当 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当については、本年の職員給与と民間給与との較差の状況、国及び他都道府県との均衡を考慮し、廃止することが適当である。</p> <p>(4) その他の課題 ア 船員等の給与のあり方 海事職給料表の適用を受ける職員の範囲、海事職給料表の構造及び職務の級の格付けについて検証を行い、他都道府県の状況等を踏まえ、船員等の給与のあり方を検討していく必要がある。 イ 非常勤職員の給与 一般職の非常勤職員（以下「賃金職員」という。）の給与については、沖縄県職員の給与に関する条例及び非常勤職員の給与に関する規則に基づき、常勤職員との権衡を考慮し、常勤職員の例により算定された初任給の額等を基準に任命権者が定める給与を支給することになっている。 任命権者は、賃金職員に対し、適正な給与が支給されるよう規程の見直しを検討する必要がある。 ウ 特殊勤務手当 (ア) 防疫等作業手当 防疫等作業手当については、国との均衡、他都道府県の動向を踏まえ、支給対象範囲及び額について見直しを行う必要がある。 (イ) 海上業務手当 海事職給料表の適用を受けている職員が、海上業務手当の支給対象となっていることについて、当該給料表の趣旨及び他都道府県の状況等を踏まえ、見直しを行う必要がある。</p> <p>(5) 改定の実施時期等 本年の給与改定は、民間給与との較差に基づき、職員の給与</p>	

水準を引き下げる内容の改定であることから、遡及することなく実施することとする。

なお、職員の給与と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、年間給与で職員と民間の均衡を図ることが情勢適応の原則にかなうものであることから、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分について、所要の調整措置を講じる必要がある。

2 職務給の原則の徹底

平成18年の給与構造改革前、当時の級別標準職務表等に基づき、上位の級へ格付けされた職員について、給与構造改革による給料表の切替えの際、現行の級別標準職務表に適合しない上位の級へ格付けがなされた結果、いわゆる「わたり」の実態が経過的に残っている状況がある。

このような状況は、既に6年が経過し、職員の給与水準や退職手当の調整額の算定等に影響を及ぼしている。

したがって、地方公務員法に定める「職務給の原則」に基づき、現行の級別標準職務表に適合するよう是正し、給与制度の適正な運用を図る必要がある。

3 給与制度の改正等

(1) 昇給・昇格制度の改正等

ア 昇給制度の改正の検討

本年の人事院勧告においては、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、給与法を改正し、昇給制度の見直しを行うこととし、具体的には、55歳を超える職員（行政職俸給表（二）及び医療職俸給表（一）にあつては、57歳を超える職員）については、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸の昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制することとした。

本県の昇給制度については、国と制度の均衡を図ることを基本に、国に準じて改正を行ってきたところである。

しかしながら、勤務成績を昇給へ反映させる人事評価に関して、課長級以上は実施しているものの、班長級以下は試行中で、評価結果が昇給に反映されていない状況にある。

このような本県の実情を踏まえ、職員の勤務意欲や士気に与える影響等を考慮し、慎重に検討を進めていく必要がある。

イ 昇格制度の改正

本年の人事院勧告においては、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するよう昇格後の号俸を設定することとし、人事院規則に定める昇格時号俸対応表の見直しを行うこととした。

本県の給料表は国の俸給表に準拠しており、国と制度の均衡を図る観点から、国に準じて改正する必要がある。

ウ 改正の実施時期

昇格制度の改正は、平成25年4月1日から実施することとする。

(2) 給与構造改革における経過措置額の廃止等

国においては、給与改定・臨時特例法に基づき、平成26年3月末に経過措置額を廃止することとした。

本県における経過措置の対象者や経過措置額については、昇給、昇格等により大幅に減少してきているが、本年4月1日現在において、50歳代後半層の職員を中心に在職者の1割強（行政職給料表適用）が経過措置額を受給している状況にある。なお、受給者の8割弱、受給額の9割弱が55歳以上の職員となっている。

経過措置額については、給与構造改革から6年経過後も継続しており、職員間で不均衡が生じていること、国や他都道府県との制度の均衡を図る必要があること、また、高齢層職員の給与の適正化の観点から、平成25年4月1日に経過措置として支給されている給料の2分の1を減額して支給し、平成26年4月1日に経過措置額を廃止することとする。

なお、経過措置額の廃止等に伴って生ずる制度改正原資については、給与総額の枠内で、中堅層以下の職員へ昇給として充

- ることが適当である。
- 4 公務運営に関する課題について
- (1) 勤務環境の整備
- ア 年間総実勤務時間の短縮
- 年間総実勤務時間の短縮は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上及びワーク・ライフ・バランスを図るうえで重要な課題である。
- 各任命権者においては、様々な取組により一人当たりの年間総実勤務時間の短縮に努めてきたところであるが、業務配分に応じた適正な要員配置を行うとともに、引き続き、業務の効率化、定時退庁の奨励等の取組及び年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりを推進する必要がある。
- 一部任命権者において既に運用されている勤務管理システムは、職員の勤務状況を把握する有効な手段であり、システムの活用と分析により、さらなる時間外勤務縮減と職員の健康管理に向けて取り組む必要がある。
- その運用については、任命権者間で活用できるよう全庁的に共通化を図るとともに、引き続き検証と改善を重ね、有効活用に繋げる必要がある。
- イ 男性職員の育児休業取得促進等
- 男性職員の育児休業取得を促進するため、任命権者による制度の周知を図る等の取組がなされているが、その取得率はいまだ低い状況にある。
- 男性職員の育児休業取得を促すためには、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図ることが重要であり、各任命権者においては引き続き取組を推進する必要がある。
- また、職員が安心して産前産後休暇及び育児休業を取得できるよう、代替職員の採用配置等に努める必要がある。
- ウ 心身の健康管理
- 職員の健康管理については、各任命権者等の連携の下、公務員生活全体を通じて行っていく必要がある。
- 近年、心の健康の問題については、任命権者において様々な取組がなされているが、退職者は依然として多く、その対策が課題である。
- 各任命権者においては、心の健康づくり対策として、職場の人間関係を含む職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調に対する早期の気づき等を促すための研修の実施、相談体制の充実等に取り組んできたところであるが、引き続き、相談しやすい職場環境づくり等に組織的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。
- また、心の健康の問題により退職した職員の円滑な職場復帰を図るため、復職試行制度や勤務軽減措置のさらなる充実を図るとともに、再発防止に努める必要がある。
- エ 職場環境の整備
- 職員の心身の安全と健康を確保し、良好な職場環境を整備していくため、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令は重要な役割を担っている。
- 各任命権者においては、これらの法令の適切な運用及び実施が求められており、組織のあり方等についても、これらの法令の趣旨を踏まえ、各職場の安全衛生責任体制の明確化の観点から、管理監督者の適正配置及び安全衛生管理体制の見直し等、各職場の実情を勘案して検討を行う必要がある。
- (2) 人事評価制度の整備
- 本県では、平成20年度から管理者層を対象として人事評価が行われており、班長級以下の全職員については、平成25年度からの実施に向け、試行を行っているところである。
- 人事評価の目的は、職員の人材育成及び組織の活性化であることを踏まえ、各任命権者において実施される必要がある。また、評価制度の運用にあたっては、制度に対する職員の納得と信頼の確保が重要であることから、繰り返し検証を行い、改善を重ねていく必要がある。
- (3) 多様な人材の確保及び育成
- 複雑、高度化する県民の行政に対するニーズに迅速かつ的確に対応していくため、個々の職員の資質・能力の向上が求められている。

各任命権者においては、人材育成基本方針に基づき、職場研修、派遣研修、修学部分休業制度の運用など様々な取組がなされているが、引き続き人材育成の重要性を周知し、計画的・継続的な人材育成を推進していく必要がある。

また、女性職員の積極的な登用に引き続き努めるとともに、職域拡大等による人材育成に取り組む必要がある。

なお、各任命権者が求める有為な人材の確保については、採用試験における試験区分の新設や試験実施方法の見直し等により対応してきたところであるが、必要とする職に応じて、選考採用、任期付職員採用等、競争試験以外の採用方法についても、積極的な活用を検討する必要がある。

また、採用後のキャリア形成等を考慮した試験区分の見直しに向け、検討を行う必要がある。

(4) 公務員倫理の確立

職員の服務規律の確保については、かねてより任命権者による注意喚起等が行われているところであるが、依然として県民の信頼を損ねる不適切な事案が発生している状況にある。

職員は、公共の利益のために勤務するものであり、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、高い倫理観や使命感を保持し続けることが肝要である。

各任命権者においては、管理者による注意喚起、研修の実施等により綱紀粛正に万全を期すとともに、職員に対して、法令遵守の意識を徹底させるなど、引き続き公務員倫理の確立に努める必要がある。

(5) 高齢期の職員の雇用問題

人事院は、雇用と年金の接続について、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には、任命権者は再任用を行うものとする新たな再任用制度で当面は運用することとし、今年度の報告で課題、取組等を示している。

本県においても、雇用と年金の接続は喫緊の課題であり、平成25年度から開始される公的年金報酬比例部分の支給開始年齢の引上げに対応するため、必要な検討を迅速に行い、適切に対応していく必要がある。

新たな再任用制度の検討にあたっては、県民福祉の向上や行政サービスの拡充に繋がる制度となるよう留意するとともに、国の動向、他の都道府県の取組等を注視しながら、再任用職員の能力と経験を活用していくため、行政事務の執行体制の見直し、再任用職員が担う職務の整備等に取り組むとともに、組織活力の維持方策、給与のあり方等の諸課題を早急に検討していく必要がある。

(6) その他の課題について

ア 年次休暇の取扱い

年次休暇の取得について、勤務時間の割振りとの関係上、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例に基づき、午前を4時間、午後を5時間とする取扱いを行っているところである。

しかしながら、任命権者において、職員個人ごとに休憩時間の変更を認め、午後4時間とする不適切な運用を行っている実態がある。

これについては、休憩時間一斉付与の原則に反することから、見直しを行い、適正化を図る必要がある。

イ 永年勤続職員に対する職務に専念する義務の免除について
現在、永年勤続職員（勤続20年、30年）に対して、連続する3日以内の職務に専念する義務の免除（以下「職専免」という。）を承認しているが、このような取扱いについては、職専免の趣旨に馴染まないものと考えられる。

したがって、職専免や休暇制度の趣旨、他都道府県の状況等を踏まえ、あり方を検討する必要がある。

5 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中、職員においては様々な分野で日々職務に精励しており、また、東日本大震災の被災地

	<p>に派遣され、支援業務などに従事している者もいる。給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いていく必要がある。</p> <p>一方で、一部の職員による不祥事や不適切な業務処理により、県民の信頼を損なう事態が生じていることは極めて遺憾である。</p> <p>職員におかれては、一人一人が県民全体の奉仕者としての責務を自覚するとともに、法令を遵守し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるべく、使命感と誇りを持って一層職務に精励されることを要する。</p> <p>議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。</p>	
勸告		
1	<p>沖縄県職員の給与に関する条例の改正</p> <p>自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。</p>	勧告どおり実施
2	<p>沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）の改正</p> <p>沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額については、平成25年4月1日以後、当該給料の額からその2分の1を減じた額を支給することとし、平成26年4月1日以後、支給しないこととする。</p>	勧告どおり実施（一部内容を修正）
3	<p>改定の実施時期等</p> <p>(1) 改定の実施時期</p> <p>この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、2については、平成25年4月1日から実施すること。</p> <p>(2) 改定に伴う所要の措置</p> <p>平成24年4月から年間給与で民間との実質的な均衡が図られるよう所要の調整措置を講ずること。</p>	勧告どおり実施 実施を見送り

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況（平成24年度）

区分	前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数	
県分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	44 (7)	44 (7)	0 (0)	44 (7)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	44 (7)	44 (7)	0 (0)	44 (7)	0 (0)
市町村等分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	44 (7)	44 (7)	0 (0)	44 (7)	0 (0)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

不利益処分に関する不服申立ての状況（平成24年度）

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	不服申立て 件 数	処 理 件 数	前年度末現在	今年度の不服	年度末現在	
				未処理件数に 係る処理件数	申立て件数に 係る処理件数		未処理件数
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	8 (1)	8 (1)	0 (0)	8 (1)	0 (0)
	計	3 (3)	8 (1)	9 (2)	1 (1)	8 (1)	2 (2)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
合 計	4 (4)	8 (1)	10 (3)	2 (2)	8 (1)	2 (2)	

備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。

2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---